資 産 の 運 用 状 況 表

（不動産投資信託証券／投資証券）

　　　年　　月　　日提出

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 不動産投資信託証券発行者名 | 投資法人 |
|  | （コード：　　　　） |
| 代表者の役職・氏名 | 執行役員 |
| 連絡先 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先ＴＥＬ |  |

年　　月　　日現在の　　　　　　　　　　　　　　　　　投資法人に係る資産の運用状況について、下記のとおり報告します。

|  |
| --- |
| 【凡例】  投信法・・・・・・・・・・投資信託及び投資法人に関する法律  資産流動化法・・・・・・・資産の流動化に関する法律  計算規則・・・・・・・・・投資法人の計算に関する規則  財務諸表等規則・・・・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則  上場規程・・・・・・・・・有価証券上場規程  施行規則・・・・・・・・・有価証券上場規程施行規則 |

|  |
| --- |
| ＜記載上の注意＞  ・　各資産の額等については、施行規則第１２３３条第１１項の規定に従い、算定してください。  ・　単位（百万円単位、千円単位等）については、有価証券報告書における財務諸表と同じものを用いてください。  ・　資産の運用状況表は、上場規程第１２１８条第２項に定める上場廃止基準への該当状況を確認するための提出書類です。 |

記

１．資産総額（イ）

|  |
| --- |
| 円 |

|  |
| --- |
| ＜記載上の注意＞  ａ．「資産総額」は、計算規則第３７条第３項第３号ロに規定する資産の額は含みません。 |

２．純資産総額

|  |
| --- |
| 円 |

|  |
| --- |
| ＜記載上の注意＞  ａ．「純資産総額」は、資産総額（イ）から負債総額を控除した額を記載してください。 |

３．運用資産等の総額に占める不動産等の額の比率

|  |  |
| --- | --- |
| 不動産等の額（ロ） | 円  （太陽光発電設備に係る資産額を除く） |
| 運用資産等の総額に占める比率  （ロ）／（イ） | ％ |

|  |
| --- |
| ＜記載上の注意＞  ａ．「運用資産等の総額に占める比率」は、小数第２位以下を切り捨てて記入してください。  ｂ．運用資産等の総額は資産総額（イ）を用いてください。  ｃ．不動産等の内訳を注記してください。  ※　（１）の「不動産」とは、次の①から④までの資産をいい、計算規則第３７条第３項第２号ハ（機械及び装置並びにホイスト、コンベアー、起重機等の搬送設備その他の付属設備）及びニ（工具、器具及び備品）に規定する資産は含みません。（上場規程第１２０１条第１０号）。また、太陽光発電設備に係る資産については不動産等（「（注）不動産等の内訳」（１）～（８））には含まないため、当該資産を不動産等に計上している場合には、その資産額について「（注）不動産等の内訳」（９）に記載してください。  ①　建物及び暖房、照明、通風等の付属設備　（計算規則第３７条第３項第２号イに規定する資産）  ②　構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）　（計算規則第３７条第３項第２号ロに規定する資産）  ③　土地　（計算規則第３７条第３項第２号ホに規定する資産）  ④　財務諸表等規則第１６条の２に規定するもの（リース物件が①～③であるものに限る。）  ※　（５）の「建設仮勘定」とは、計算規則第３７条第３項第２号へに規定する資産（計算規則第３７条第３項第２号イからホまでに掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）をいいます。 |

（注）不動産等の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　番 | 項　　目 | | 資産の額 |
| （１） | 不動産 | | 円 |
|  | ①　建物及び暖房、照明、通風等の付属設備 | 円 |
| ②　構築物 | 円 |
| ③　土地 | 円 |
| ④　財務諸表等規則第１６条の２に規定するもの  　　（リース物件が①～③であるものに限る。） | 円 |
| （２） | 不動産の賃借権 | | 円 |
| （３） | 地上権 | | 円 |
| （４） | 地役権 | | 円 |
| （５） | 建設仮勘定 | | 円 |
| （６） | 上記（１）～（５）に掲げる資産を信託する信託の受益権  （不動産関連資産に該当するものを除く。） | | 円 |
| （７） | 外国の者に対する権利で、上記（６）の性質を有するもの | | 円 |
| （８） | 投信法第１９３条第１項第３号から第５号までに掲げる取引を行うことを目的とする法人の発行する株式で、同法第１９４条第２項の規定に基づき投資法人が取得するもの  （資産の全てが不動産及び流動資産等である法人が発行する株式に限る。） | | 円 |
| （９） | 太陽光発電設備にかかる資産を（１）～（８）に計上している場合、その資産額 | | 円 |
| （１０） | 合計（ロ）（（１）～（８）の合計から（９）を減算した額） | | 円 |

４．運用資産等の総額に占める不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額の比率

|  |  |
| --- | --- |
| 不動産等の額（ロ） | 円  （太陽光発電設備に係る資産額を除く） |
| 不動産関連資産（ハ） | 円 |
| 流動資産等（ニ） | 円 |
| 計（ロ）＋（ハ）＋（ニ）　　　　　（ホ） | 円 |
| 運用資産等の総額に占める比率  （ホ）／（イ） | ％ |

|  |
| --- |
| ＜記載上の注意＞  ａ．「運用資産等の総額に占める比率」は、小数第２位以下を切り捨てて記入してください。  ｂ．不動産関連資産の内訳を注記してください。  ※　不動産関連資産とは次に掲げる資産をいい（上場規程第１２０１条第１１号）、保有有価証券又は出資金を次の区分に応じて記載してください。なお、次の文中の「不動産等を主たる対象とした運用」「主として不動産等に対する出資」及び「主として不動産等であるもの」とは１／２を超える額を不動産等に投資として運用するものをいいます。したがって、不動産等に投資する額が１／２を超えない場合は不動産関連資産には該当しません。  （１）当事者の一方が相手方の行う不動産等を主たる対象とした運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として不動産等に対する出資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分  （２）資産流動化法に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限る。）  （３）投信法に規定する投資信託の受益証券（当該投資信託の投資信託財産が主として不動産等であるものに限る。）  （４）投信法に規定する投資法人の投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限る。）  （５）資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産が主として不動産等であるものに限る。）  （６）外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券で（１）から前（５）までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの  （７）投信法第１９３条第１項第３号から第５号までに掲げる取引を行うことを目的とする法人の発行する株式で、同法第１９４条第２項の規定に基づき投資法人が取得するもの（不動産が資産の過半数を占める法人が発行する株式に限り、不動産等に該当するものを除く。）  ｃ．流動資産等の内訳を注記してください。  ※　流動資産等とは以下に掲げる資産をいいます（上場規程第１２０１条第１９号に規定する資産）。  （１）計算規則第３７条第３項第１号イに規定する資産並びにそれらの当該資産の信託受益権  （２）計算規則第３７条第３項第１号ロに規定する資産並びにそれらの当該資産の信託受益権  （３）計算規則第３７条第３項第１号ハに規定する資産並びにそれらの当該資産の信託受益権  （４）計算規則第３７条第３項第１号ホに規定する資産並びにそれらの当該資産の信託受益権  （５）計算規則第３７条第３項第１号ヘに規定する資産並びにそれらの当該資産の信託受益権  （６）計算規則第３７条第３項第１号トに規定する資産並びにそれらの当該資産の信託受益権  （７）計算規則第３７条第３項第１号チに規定する資産のうち未収消費税並びに当該資産の信託受益権  （８）計算規則第３７条第３項第４号ニに規定する資産並びにそれらの当該資産の信託受益権 |

（注）不動産関連資産の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　番 | 項　　目 | 資産の額（ａ） | 資産の額のうち、不動産等に対する投資の額（ｂ） | （ｂ）／（ａ）×100 |
| （１） | 上場規程第１２０１条第１１号aに規定する出資の持分 | （出資の持分の額）  円 | 円 | ％ |
| （２） | 上場規程第１２０１条第１１号bに規定する優先出資証券 | （優先出資証券の額）  円 | 円 | ％ |
| （３） | 上場規程第１２０１条第１１号ｃに規定する受益証券 | （受益証券の額）  円 | 円 | ％ |
| （４） | 上場規程第１２０１条第１１号ｄに規定する投資証券 | （投資証券の額）  円 | 円 | ％ |
| （５） | 上場規程第１２０１条第１１号eに規定する特定目的信託の受益証券 | （特定目的信託の  受益証券の額）  円 | 円 | ％ |
| （６） | 上場規程第１２０１条第１１号 fに規定する、外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券で同号aから前eまでに掲げる権利及び証券の性質を有するもの | （外国の法令に基づく権利及び外国のものの発行する証券で同号aから前eまでに掲げる権利及び証券の性質を有するものの額）  円 | 円 | ％ |
| （７） | 上場規程第１２０１条第１１号gに規定する株式  （不動産が資産の過半数を占める法人が発行する株式に限り、不動産等に該当するものを除く。） | （株式の額）  円 |  |  |
| 合計（ハ）  （上記（１）～（６）の中で、（ｂ）／（ａ）×１００が５０を超えるもの及び（７）の合計） | | 円 |  |  |

（注）流動資産等の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　番 | 項　　目 | 資産の額 |
| （１） | 流動資産に計上される現金及び預金、信託現金及び預金 | 円 |
| （２） | 流動資産に計上される受取手形、信託受取手形 | 円 |
| （３） | 流動資産に計上される営業未収入金、信託営業未収入金 | 円 |
| （４） | 流動資産に計上される前渡金、信託前渡金 | 円 |
| （５） | 流動資産に計上される前払費用、信託前払費用 | 円 |
| （６） | 流動資産に計上される未収収益、信託未収収益 | 円 |
| （７） | 流動資産に計上される未収消費税  （未収消費税等に計上される金額のうち、**未収消費税のみ**の金額を記載ください。） | 円 |
| （８） | 固定資産の投資その他の資産に計上される繰延税金資産、信託繰延税金資産 | 円 |
| 合計（ニ） | | 円 |
| ＊１　上記項番（１）～（７）までにおいて、有価証券報告書における財務諸表の「流動資産　　その他」に含まれる数値を記載されている場合、その項番を右の欄にご記載ください。 | |  |
| ＊２　上記項番（８）において、有価証券報告書における財務諸表の「固定資産　投資その他の資産　その他」に含まれる数値を記載されている場合、その項番を右の欄にご記載ください。 | |  |

以　上